

ドッグランについて

【内容】

天神崎付近に、国家公務員共済組合連合会の所有地（フェンスで取り囲まれた土地）があります。また、田辺～新庄間のバイパスにおいて、高架下の土地は、どこもフェンスで取り囲んでいます。これらの土地を「ドッグラン」として開放してもらうことはできないでしょうか？

【回答】

まず、国家公務員共済組合連合会所有地につきましては、目良団地内の一角にあります。公共団体の所有とはいえ、当然所有者の土地に対する考え方がありますので、市は判断できる立場にありません。また、当該土地が遊休的なものでありましても、国所有の土地につきましては、市として、利用を申し入れるにあたりましては、利用目的を明らかにした上で、貸借等の協議を行なわなければならないことが想定されます。この場合、こうした市の取組について、当該土地が住宅地にある中、近隣住民の方々のご理解を得ることは難しいと思われまます。

また、高架下の利用につきましては、国土交通省の紀南河川国道事務所に照会したところ、国が占用許可を出すまでには所用の手続きが必要となりますが、まず、高架下占用許可基準が判断材料となり、ご提案のドッグランにつきましては、望ましくないと考えられるとのことでした。

高架下占用許可基準

- ①道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要をやむをえない場合
- ②公共的ないし公益的な利用を優先
- ③高架下利用計画に適合するもの
- ④道路管理者と同等の管理能力を有する者

(担当：政策調整課)